

月刊 工場・倉庫通信

月刊「工場・倉庫通信」を発行する「JAPAN倉庫」は、岡田建設株式会社が運営する工場・倉庫建築ブランドです。工場・倉庫オーナー様の出店計画から操業後のメンテナンスまでトータルサポートをお約束します。お客様のご要望に真摯に向き合い、“低価格・短工期・高品質”な工場・倉庫建築を実現します。毎月、業界の最新情報や成功事例をお届けします。業界全般の最新情報や経営に関する情報などリクエストも大歓迎です。今後とも、「JAPAN倉庫」を宜しくお願いたします！

令和4年5月号

【発行元】

 JAPAN倉庫

岡田建設株式会社

〒080-0011

北海道帯広市西1条南29丁目1

TEL : 0155-25-4111

FAX : 0155-25-4115

中小企業の税制優遇とは？

今回は、中小企業の税制優遇についてご紹介します。

中小企業が設備投資を行う場合、税制上の優遇措置として、①中小企業経営強化税制、②中小企業投資促進税制があります。

税制の背景には、生産性を高める設備投資を後押ししたい国の狙いがあります。

工場・倉庫内の機械装置など、リニューアルを検討中の方は、ぜひ以下の詳細をご覧ください。



中小企業経営強化税制とは？

本制度は、中小企業等経営強化法の認定を受けた「経営力向上計画」に基づき、一定の設備の取得等をした場合に、即時償却または取得価額の10%が税額控除できる制度です。

青色申告書を提出する資本金の額、または出資金の額が1億円以下の法人が申請対象者です。

以下の設備と要件に該当するものが対象となります。

類型	要件	確認者	対象設備
A類型	旧モデルと比較し、生産性が年平均1%以上向上する設備	工業会等	• 機械装置（160万円以上） • 工具（30万円以上） • 器具製品（30万円以上） • 建物附属設備（60万円以上） • ソフトウェア（70万円以上）
B類型	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	経済産業局	
C類型	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備		
D類型	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備		

中小企業の税制優遇の活用方法とは？

中小企業投資促進税制とは？

本制度は、中小企業が機械装置等導入の際に、取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除を選択適用できる制度です。

こちらは、中小企業等経営強化法の認定がなくても活用できる税制です。

また、中小企業投資促進税制とは対象設備が異なるため、会社の業種や設備の種類でどちらかを適用することになります。

設備	取得価格要件
機械装置	1台または1基の取得価額が160万円以上のもの
測定工具・検査工具	1台または1基の取得価額が120万円以上のもの (事業年度の取得価額の合計額が120万円以上のものを含む)
一定のソフトウェア	ソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの (事業年度の取得価額の合計額が70万円以上のものを含む)
普通貨物自動車	車両総重量3.5トン以上
内航船舶	全て

中小企業の税制優遇のまとめ

中小企業経営強化税制の場合は、従業員が使う食堂や、休憩室、更衣室などの施設内設備も対象です。また、テレワークに使う機器、テレビ会議システムや勤怠管理システムの費用についても申請が可能です。

工場・倉庫のリニューアルの際は、ぜひ、活用を検討いただけますと幸いです。



dasu@okadajnet.co.jp

www.japan-souko.com



TEL:0155-25-4111